

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

- 第1章 総則 【目的（保護及び活用）、定義（重要経済基盤、重要経済基盤保護情報等）】
- 第2章 重要経済安保情報の指定等 【指定の要件・有効期間・解除、保護措置等】
- 第3章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供 【行政機関、外国政府、国会等への提供】
- 第4章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供 【適合基準、前提となる契約、保護措置等】
- 第5章 重要経済安保情報の取扱者の制限 【適性評価により漏らすおそれがないと認められた者等に限定】
- 第6章 適性評価
【調査（一元化）と評価、対象者、調査7項目、告知と本人同意、公務所等照会、結果通知・苦情申出等、目的外利用の禁止】
- 第7章 雑則
【運用基準、運用状況への有識者の意見聴取及び国会報告・公表、内閣総理大臣の勧告、国民の知る権利・報道/取材の自由等】
- 第8章 罰則 【業務上知り得た重要経済安保情報の漏えい、不正取得等への罰則】
- 附則 【一部を除き公布後1年以内の施行、情報指定・解除の適正確保措置、国会の関与】

(注) 下線部は、衆議院における与野党6会派提案による修正部分の概要

1 重要経済安保情報の指定等（第2条～第5条）

（1）重要経済安保情報の指定（3条1項）

- 行政機関の長は、①**重要経済基盤保護情報**であって、②公になっていないもののうち、③**その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの**を、重要経済安保情報として指定。（特別防衛秘密及び特定秘密に該当する情報を除く。）

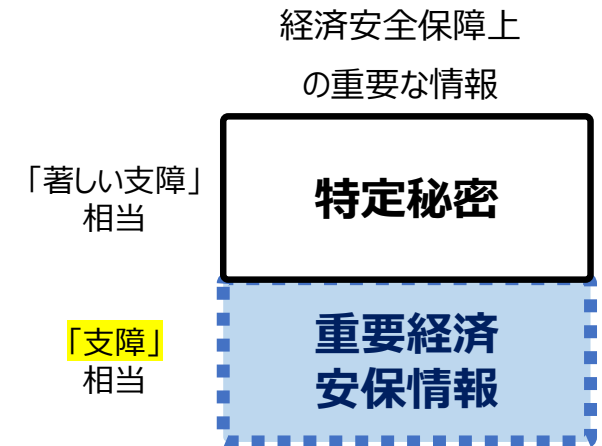
※2024年1月30日の経済安全保障推進会議において、岸田総理からは、「クリアランスの新制度が我が国の既存の情報保全制度とシームレスに運用されるよう、特定秘密保護法の運用基準の見直しの検討を含め、必要な措置を講じてください。」との指示。

重要経済基盤の定義（2条3項）

- 我が国の国民生活又は経済活動の**基盤となる公共的な役務**であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制
- 国民の生存に必要な不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる**重要な物資（プログラムを含む。）の供給網**

重要経済基盤保護情報の定義（2条4項）

- ① 外部から行われる行為から**重要経済基盤**を保護するための措置又はこれに関する計画又は研究
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報
- ④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力



【重要経済安保情報の具体例】

- 我が国の重要なインフラ事業者の活動を停止又は低下させるようなサイバー攻撃等の外部からの行為が実施された場合を想定した政府としての対応案の詳細に関する情報
- 我が国にとって重要な物資の安定供給の障害となる外部からの行為の対象となりかねないサプライチェーンの脆弱性に関する情報
- 我が国政府と外国政府とで実施する安全保障に関わる革新的技術の国際共同研究開発において、外国政府から提供され、当該外国において本法案による保護措置に相当する措置が講じられている情報

1 重要経済安保情報の指定等（第2条～第5条）

（2）指定の有効期間及び解除（4条）

- 行政機関の長は、指定の日から **5年を超えない範囲内で有効期間を設定**。
- 有効期間が満了するたびごとに要件該当性を見直し、引き続き指定の必要性があれば再度有効期間を設定。30年まで延長することが可能だが、やむを得ない事情があり、その理由について内閣の承認を得た場合には30年を超えることも可能。ただし、その場合でも、外国との交渉に不利益を及ぼすおそれがある等の例外事由に該当しない限り、60年を超えることはできない。
- 行政機関の長は、内閣の承認が得られなかった場合には、保存期間の満了とともに国立公文書館に移管。
- 行政機関の長は、情報が指定の要件を欠くに至ったときは、速やかに解除。

（3）重要経済安保情報の管理・保護措置（3条、5条）

- 行政機関の長は、**指定をした情報に対して、「重要経済安保情報」の表示をする**。（表示をすることが不可能な場合には、取り扱う者に指定の旨を通知）（3条2・3項）
- 行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定める、などの保護措置を講ずる。（5条）

2 重要経済安保情報の提供等（第6条～第10条）

（1）他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供等（6～9条）

- 行政機関の長は、我が国の安全保障に関する事務を遂行するために必要があると認めるときは、**他の行政機関、都道府県警察、外国の政府又は国際機関に重要経済安保情報を提供できる。**（6～8条）
- 行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない等の場合には、**国会（秘密会）や裁判所、情報公開・個人情報保護審査会に重要経済安保情報を提供する。**（9条）

（2）適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（10条）

- 行政機関の長は、**我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、適合事業者**（我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であつて重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の政令で定める基準に適合する事業者）**に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは**、当該適合事業者との**契約に基づき**、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を**提供することができる。**（10条1項）
- 行政機関の長は、適合事業者の同意を得て**同事業者に調査・研究等の活動を行わせる場合**において、当該活動により重要経済安保情報の要件に該当する情報が生成されることが見込まれる場合には、**あらかじめ当該情報を重要経済安保情報として指定し**、同事業者との**契約に基づき**、同情報を重要経済安保情報として**保有させることができる。**（10条2項）

2 重要経済安保情報の提供等（第6条～第10条）

（2）適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（10条）（つづき）

- 適合事業者と締結する**契約**には、以下の事項を定めなければならない。（10条3項）
 - ① 当該適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲
 - ② 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
 - ③ 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
 - ④ 従業員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項
 - ⑤ 行政機関の長から求められた場合には重要経済安保情報を行政機関の長に提供しなければならない旨
 - ⑥ 適合事業者による重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項
- 適合事業者は契約に従い、重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、その従業員に取扱いの業務を行わせる。（10条4項）

【参考】適合事業者の認定基準のイメージ

- 適合事業者認定のための基準の具体的な内容は、今後、政令等で規定。
- 特定秘密保護法施行令と同様に、
 - 重要経済安保情報取扱場所への立入り及び機器の持込みの制限
 - 使用する電子計算機の制限
 - 従業員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育といった措置といった規程を事業者が整備し、規程に従った措置によって適切に情報を保護することができることと認められることなどを定めることが想定される。
- 適合事業者の認定要件に、株主構成や役員構成といった組織的要件を規定するかどうかについては、海外との制度の違いなども踏まえて、実効的かつ現実的な制度を今後検討。

3 重要経済安保情報の取扱者の制限（第11条）

（1）重要経済安保情報の取扱者の制限（11条1項）

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長（適合事業者の従業者の場合は、当該事業者当該情報を提供した行政機関の長）が実施した**適性評価（10年以内に受けたもの）**において、重要経済安保情報の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限定。
- ただし、以下の者は適性評価を受けることを要しない。
 - 行政機関の長／国務大臣／副大臣／大臣政務官
 - 内閣官房副長官
 - 内閣総理大臣補佐官
 - 職務の特性その他の事情を勘案して政令で定める者

（2）特定秘密保護法の適性評価を受けた者の特例（11条2項）

- 特定秘密保護法における適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、5年間に限り、本制度の適性評価を受けずに、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。（特定秘密保護法における適合事業者の従業者においても同じ。）。

4 適性評価（第12条～第17条）

（1）行政機関の長による適性評価の実施（12条）

- 行政機関の長は、**重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員又は適合事業者の従業者について**、当該業務を行った場合に同情報を漏らすおそれがないことについての評価（適性評価）を実施。（12条1項）
 - 適性評価は、**以下の7つの事項を調査すること、調査にあたって必要な範囲内で公務所や公私の団体に照会することに関して評価対象者の同意を得た上で実施**。（12条3項）
- ※ 評価対象者が適合事業者の従業者である場合、まずは、事業者において重要経済安保情報を取り扱わせる必要がある従業者を選定し、本人の同意を得た上で、名簿を整備。名簿の提出を受けた行政機関が、改めて本人の同意を得た上で、調査を実施。（本人が記入した質問票は、直接行政機関に提出される）

適性評価における調査の内容（12条2項）

①**重要経済基盤毀損活動との関係**に関する事項（評価対象者の家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。）、②**犯罪及び懲戒の経歴**に関する事項、③**情報の取扱いに係る非違の経歴**に関する事項、④**薬物の濫用及び影響**に関する事項、⑤**精神疾患**に関する事項、⑥**飲酒についての節度**に関する事項、⑦**信用状態その他の経済的な状況**に関する事項

※重要経済基盤毀損活動とは（12条2項1号）

- ア 重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動等の活動であって外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害するおそれのある活動
- イ 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で重要経済基盤に支障を生じさせるための活動

4 適性評価（第12条～第17条）

（2）内閣総理大臣による調査（12条4～8項）

- 行政機関の長は、**適性評価を実施するときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価のために必要な調査を行うよう求める**。ただし、行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、行政機関が自ら調査を行う。（12条4項）
- 行政機関の長から調査を行うよう求められた内閣総理大臣は、調査を行い、意見を付して調査結果を行政機関の長に通知する。（12条5項）
- 内閣総理大臣による一元的な調査を10年以内に受けた者が、他の行政機関の長による適性評価を受けるときは、再調査をせず、直近の一元的な調査の結果に基づき、適性評価を受ける。（12条7項）
- 調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、必要な範囲内において、適性評価を受ける者、当該者の知人その他の関係者に**質問**させ、若しくは評価対象者に対し**資料の提出**を求めさせ、又は**公務所若しくは公私の団体に照会**して必要な事項の報告を求めることができる。（12条6項）

（3）適性評価の結果の通知（13条）

- 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者及び内閣総理大臣に通知。適合事業者の従業者の場合には、当該適合事業者に対しても通知。
- 漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、評価対象者に、理由を併せて通知。

4 適性評価（第12条～第17条）

（4）行政機関の長に対する苦情の申出（14条）

- 評価対象者は、苦情の申出をすることができる。（14条1項）
- 行政機関の長は、苦情の申し出を受けた時は、誠実に処理し、その結果を通知。（14条2項）
- 評価対象者は、**苦情の申出をしたことを理由に、不利益な取扱いを受けない。**（14条3項）

（5）適性評価の結果等の目的外利用禁止（16条）

- **内閣総理大臣及び行政機関の長は、適性評価の結果又は評価対象者が同意しなかったこと及び調査で取得した個人情報**を、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。**
- **適合事業者は、行政機関の長から通知を受けた内容（適性評価の結果又は評価対象者が同意しなかったこと）**を、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。**

5 雑則（第18条～第22条）

（1）運用基準等（18条）

- 政府は、**重要経済安保情報の指定・その解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準**を定める。（18条1項）
- その際には、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で作成し、閣議決定を求める。（18条2項）
- 内閣総理大臣は、毎年、基準に基づく重要経済安保情報の指定及び解除、適性評価の実施、適合事業者の認定の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならない。（18条3項）
- 内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及び解除、適性評価の実施、適合事業者の認定が基準に従っていることを確保するあため必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、必要な勧告をし、その結果とられた措置について報告を求めることができる。（18条4項）

（2）国会報告（19条）

- 政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定・その解除、適性評価の実施、適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（3）法律の解釈適用（22条）

- この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、**国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮**しなければならない。
- **出版又は報道の業務に従事する者の取材行為**については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを**正当な業務による行為**とするものとする。

6 罰則（第23条～第28条）

- ①【漏えい】重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者が、その業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、**5年以下の拘禁刑**若しくは**500万円以下の罰金**に処し、**又はこれを併科**。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても同様。**未遂犯や過失も罰する**。（23条1項、3項、第4項）
- ②【漏えい】公益上の必要等により提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏らしたときは、**3年以下の拘禁刑**若しくは**300万円以下の罰金**に処し、**又はこれを併科**。**未遂犯や過失も罰する**。（23条2項、3項、5項）
- ③【不正取得】外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を**取得したときは**、当該違反行為をした者は、**5年以下の拘禁刑**若しくは**500万円以下の罰金**に処し、**又はこれを併科**。**未遂犯も罰する**。（24条）
- ④①又は③の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、**3年以下の拘禁刑**又は**300万円以下の罰金**に処する。（25条1項）
- ⑤②の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、**2年以下の拘禁刑**又は**200万円以下の罰金**に処する。（25条2項）
- ⑥①～⑤に関し、**国外犯も罰する**。（27条）
- ⑦【両罰規定】法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、**その法人又は人の業務に関して①の行為**（過失犯を除く）**又は③の行為をしたときは**、その行為者を罰するほか、**その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する**。（28条）

(1) 施行日

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲において、政令で定める日から施行。(附則1条)

(2) 他法令との関係 (附則7条)

- 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」の対象から、重要経済安保情報を除外。

(3) 内閣府設置法の一部改正 (附則8条)

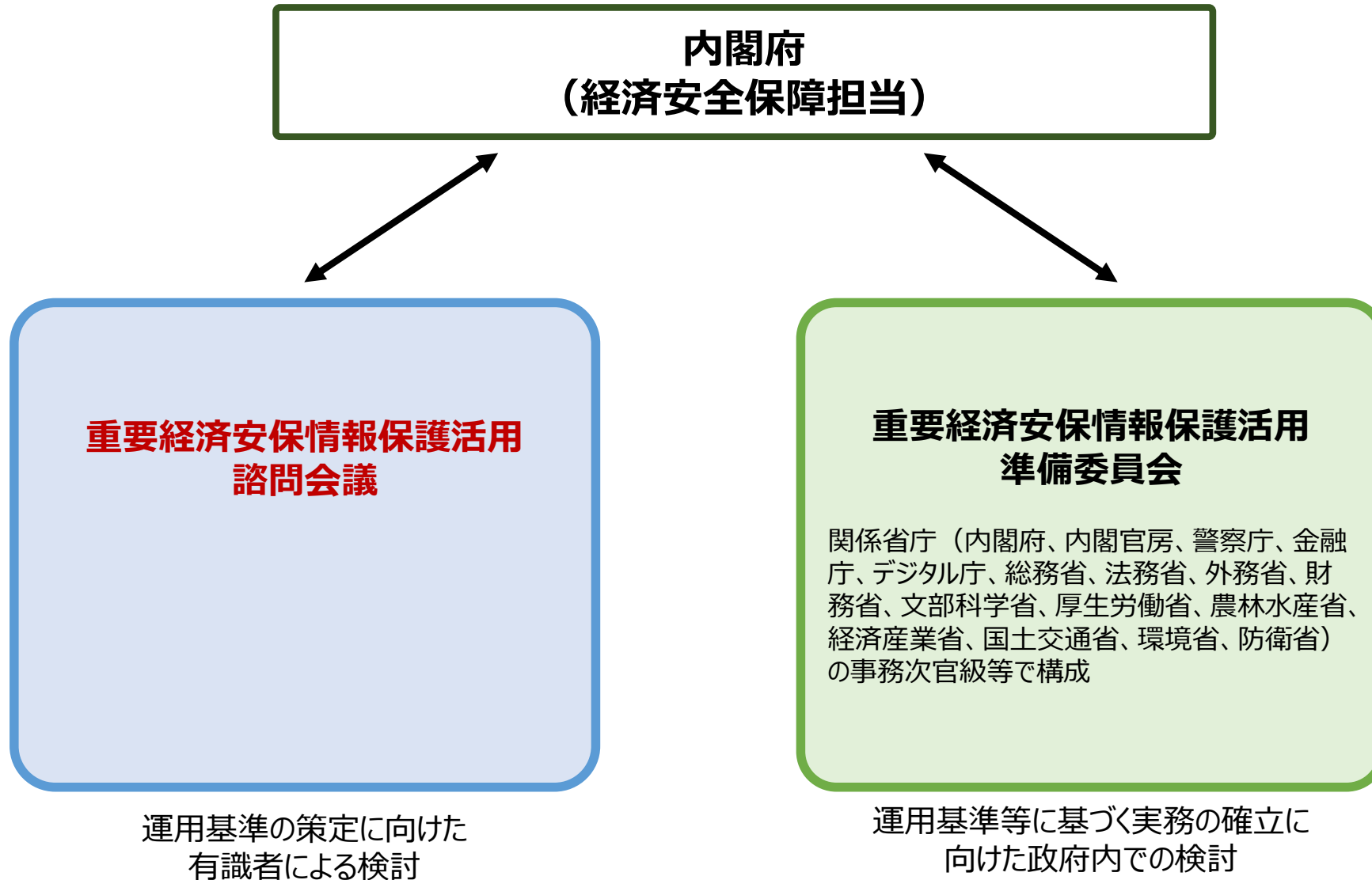
- 本法律案の事務を内閣府の所掌事務に反映させるため、内閣府設置法を一部改正。(重要経済安保情報の指定の状況等の検証・監察等の事務については、特定秘密保護法と同様に、内閣府独立公文書管理監の下で実施。(内閣府設置法第4条2項関係))

(4) 指定及び解除の適正の確保 (附則9条)〔議員修正〕

- 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(※ 独立公文書管理監による検証・監察を想定)

(5) 国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会における保護措置 (附則10条)〔議員修正〕

- 重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(※本則9条1項による提供の受け皿に関する規定)



重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を確保するための仕組み（イメージ）

